

朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和2年2月6日

選挙管理委員会事務局

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	朝霞市選挙管理委員会定例会	
開 催 日 時	令和2年2月6日（木） 午前10時00分から 午前10時33分まで	
開 催 場 所	市役所別館4階 選挙管理委員会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

朝霞市選挙管理委員会定例会

令和2年2月6日(木)
午前10時00分から
午前10時33分まで
市役所別館4階 選挙管理委員会室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題

定時登録関係

議案第1号 定時登録の登録日を変更することについて

選挙人名簿関係

議案第2号 選挙人名簿から抹消することについて

在外選挙人関係

議案第3号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第4号 在外選挙人名簿から抹消することについて

- 5 閉会

出席委員(4人)

委員長	細田 昭 司
委員長代理	加藤 洋 子
委員	曾根田 晴 美
委員	門 傳 忠 二

事務局	選挙管理委員会事務局長	渡 辺 淳 史
事務局	選挙管理委員会事務局主幹兼局次長	高 田 隆 男
事務局	選挙管理委員会事務局選挙係係長	佐 藤 真
事務局	選挙管理委員会事務局選挙係主任	池 田 巧
事務局	選挙管理委員会事務局選挙係主事	大 澤 識 人

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会定例会次第
- ・ 選挙管理委員会定例会 出席一覧表
- ・ 議案第1号 定時登録の登録日を変更することについて
- ・ 議案第2号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 議案第3号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 議案第4号 在外選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 在外選挙人名簿登録者数、在外選挙人名簿登録者数の推移、近隣市の状況

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

おはようございます。

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会定例会を開会いたします。

立春は過ぎましたが、今期最強の寒気の中での定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

それでは、日程第3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第18条によりまして、加藤委員長代理、よろしくお願いいたします。

○加藤委員長代理

承知いたしました。

◎4 議題 定時登録関係 議案第1号 定時登録の登録日を変更することについて

○細田委員長

日程4、議題でございます。

定時登録関係でございます。

「議案第1号 定時登録の登録日を変更することについて」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

高田次長。

○事務局・高田局次長

では、議案を御覧ください。

議案第1号、定時登録の登録日を変更することについて。

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、令和2年3月に行う定時登録の登録日を次のとおり変更することについて議決を求める。

令和2年2月6日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

3月の登録日、3月1日が日曜日でございますので、明けた平日、月曜日の3月2日に変更する
ものでございます。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますでしょうか。

(ありません、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第1号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 選挙人名簿関係 議案第2号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、選挙人名簿関係でございます。

「議案第2号 選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。

説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第2号、選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第30条の6第2項の規定に基づき在外選挙人名簿に登録の移転を行うこ
とから、公職選挙法第28条の規定に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求
める。

令和2年2月6日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男1人、計1人となります。

こちらの議案につきましては、後ほど出てきます議案第3号で、在外選挙人のところで出てまい
ります。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

直ちに質疑を許します。よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第2号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 在外選挙人関係 議案第3号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

○細田委員長

次に、在外選挙人関係でございます。

「議案第3号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第3号、在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第30条の6の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和2年2月6日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男1人、計1人となります。

裏面を御覧ください。こちらに該当者のお名前、住所、生年月日等がございます。

先ほどの議案第2号を受けての登録ということになります。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

直ちに質疑等ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第3号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 在外選挙人関係 議案第4号 在外選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、「議案第4号 在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第4号、在外選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第30条の11に該当するので、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和2年2月6日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

女1人、計1人となります。

裏面を御覧ください。該当者のお名前、住所、生年月日等がございまして、日本国内に住民票を作成されましてから4か月を経過しているということでの抹消ということになります。

1枚おめくりいただきまして、在外選挙人名簿の一覧を資料としてお付けしております。この二つの議案を受けまして、令和2年2月6日現在で在外選挙人名簿の登録者数ですが、男性が64、女性52、合計116となっております。

その次の段につきましては、これまでの登録者数の推移を載せてございます。

一番下の段につきましては、近隣市の状況ということで、12月定時の時点での4市の状況について載せてございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

議案第4号につきまして、何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第4号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

◎5 閉会

○細田委員長

この際でございます。委員の方から何かございますか。

よろしいですか。

なければ、事務局から何かございますか。順次お願いします。

池田主任。

○事務局・池田主任

では、私から昨年の選挙の報告ということで10月27日に執行されました参議院の埼玉県選出議員の補欠選挙の方、お手元にあります「選挙の記録」を基に概要を御説明させていただきたいと思えます。

1ページへまいりますと、参議院埼玉県選出議員補欠選挙の概要としまして、選挙事由といたしましては、御存じのように大野元裕氏が、令和元年8月25日執行の埼玉県知事に立候補するため、8月5日付けで議員辞職をされたことによる選挙の執行事由となっております。

告示日は、令和元年10月10日となりました。選挙期日が令和元年10月27日。選挙人名簿登録者数は、登録基準日が令和元年10月9日時点で、男性57,868人、女性57,158人の計115,026人が選挙人名簿の登録者数となっております。在外選挙人名簿登録者数は、男性66人、女性52人の計118人という状況でございました。

下の段、投票及び開票の体制といたしましては、投票所が23投票所。こちらにかかりました投票事務の従事者数としましては、211人。投票立会人は69人という状況です。

続いて開票につきましては、開票の開始時刻、午後9時から。開票終了時刻は午後10時31分に終了しております。こちらは書いてはございませんが、開票所につきましては、朝霞第一中学校で実施させていただいているところです。開票事務従事者数は139人、開票立会人の数は3人という状況でございました。

1枚おめくりいただいて、2ページが投票状況という形になります。投票状況といたしましては、当日有権者数、一番左の列になりますが、投票結果といたしまして、11万4,798人が当

日有権者数としていらっしゃいました。

真ん中の表が、投票者数。こちらは期日前投票も全て含めた数が最終の数になりますが、2万6,836人。こちらが期日前を含めた全ての投票者数という形になっています。したがって、投票率につきましては、23.38パーセントという状況になっておりました。こちらの方、その一段下が7月に行われました参議院議員の通常選挙の投票者数という形になりまして、補欠選挙ということでしたので、ちょっと比較するには若干違いはあるのですが、7月21日は最終の投票率としまして48.35パーセント。先ほど申しあげました補欠選挙につきましては、23.38パーセント。大体半分強ぐらいの投票率だったという状況となっております。

次の段、当日投票における時間別の投票状況、続いて事由別の期日前不在者投票者数の推移を入れさせていただきます。

3ページへまいりますと、期日前・不在者投票時間別投票状況の推移となっております。

その下の段、点字投票及び代理投票ということで、点字投票につきましては、期日前、当日投票を含め、いらっしゃいませんでした。代理投票者につきましては、当日が10人、期日前・不在者投票で7人、計17人の方が代理投票という制度を利用されております。

続いて、在外投票の状況といたしましては、請求者数ということで、郵便投票での請求が2件ございました。実際投票された方というところでいきますと、郵便投票というところで1人ということで、請求はされたのですが、1人の方しか投票はされておられません。そのほかに、在外公館投票ということで、現地の大使館等で投票された方が2人いらっしゃるということで、計3人の方が在外投票をされたという状況となっております。

次の段が、参議院議員の補欠選挙の立候補者2人の方の経歴等を載せさせていただきます。

4ページにつきましては、開票状況になります。開票状況といたしましては、最終が、先ほども申しあげました22時31分に終了いたしまして、開票率100パーセント、当選者につきましては、上田きよしさんが当選されております。下の段につきましては、無効投票の内訳ということで、以上のような無効投票の内訳となっております。

続いて、5ページへまいりますと、臨時啓発事業ということで、掲示等の啓発事業の内容となっております。まず、(1)の掲示による啓発といたしましては、10月11日から10月27日まで。掲示した内容といたしましては、懸垂幕、横断幕、のぼり旗、市行政情報放映、朝霞駅前電光掲示板放送を実施させていただきます。

続いて(2)文書等による啓発といたしましては、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、メール配信、選挙公報。こういった形でやらせていただいております。

続いて、(3) 口頭宣伝による啓発につきましては、広報車における啓発、防災無線を使用しての啓発という状況となっております。

続いて、6 ページにまいりますと、明るい選挙推進協議会における街頭啓発等になりますが、明るい選挙推進協議会の各支部別で店舗等で街頭啓発を実施していただきまして、10月11日金曜日、サミット朝霞台店で溝沼支部を皮切りに、10月24日に下の原支部のフードガーデン朝霞三原店での街頭啓発という形で実施していただいた次第となっております。

下の段につきましては、選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会合同での駅前啓発事業ということで、10月24日の木曜日に朝霞駅と朝霞台駅、北朝霞駅で明るい選挙推進協議会の各支部と選挙管理委員会合同で啓発事業を行ったという記録となっております。

次のページになりますと、各投票所別の投票状況という形になっております。こちらは、一応順位という形で、一番右の表ですね、右の列には、各投票所で投票率の高い順ということで、順位が付いております。こちらは余り変動は正直見た限りではありませんでした。過去の選挙と比べても、やはり投票率そのものというのは、投票所においてはそんなに大きな変動はない。ただ、全体の数字はやはり少なかったという状況にはなっておりました。

選挙の記録についての御説明は以上となりまして、急きょ発生した選挙ということで、投票率そのものは伸び悩んだ部分も当然ございましたし、あとは記憶に新しいように、台風19号がちょうど期日前投票期間中に直撃いたしまして、ほかの自治体もそうなのですが、期日前投票所の閉鎖や時間の短縮、こういったところもやった自治体もございました。ただ、朝霞市におきましては、期日前投票の時間等は特に変更せず、もちろん立会人とかそういった方の安全を確保するための対策という形では、人員の交代等はさせていただきますが、期日前投票の投票所そのものは閉鎖するような事態にはならないで実施できたという状況にはなっておりましたので、今後の参考にはさせていただきますたいと思っております。

私から補欠選挙の御説明につきましては、以上となります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何かございますか。よろしいですか、今の御報告。

(はい、の声)

それでは、参議院埼玉県選出議員補欠選挙の関係につきましては、以上で終わりにします。

その次に、何か報告ございますか。

大澤主事。

○事務局・大澤主事

続いて、お手元にございます、今度はねずみ色の「選挙の記録」。朝霞市議会議員一般選挙につきまして報告させていただきます。

こちら、ページが1ページから10ページとなっております、まず表紙をめくっていただきまして1ページ目。

朝霞市議会議員一般選挙の概要といたしまして、選挙名、朝霞市議会議員一般選挙。選挙事由としましては、令和元年12月17日任期満了による選挙となっております。

続いて告示日、令和元年11月24日。選挙期日は令和元年12月1日となっております。

続いて(1)選挙人名簿登録者数。こちらは、令和元年11月23日現在のものを掲載させていただいております。

続いて(2)投票及び選挙会の体制ですが、投票所の数は23。そちらに就きます投票事務従事者数と投票立会人数を記載させていただいております。続いて右側、選挙会につきましては、午後9時からスタートさせていただきまして、終了は午前0時18分。続いて、選挙会事務従事者数と選挙会立会人数を記載させていただいております。

また、一番下にございますのは、(3)異議の申出でございますが、こちらは申出の期限であります12月16日までに1件申出がございました。ただし、異議の申出の御本人の方から取下げがございましたので、裁決には至らなかったということでございます。

次の2ページ目、3ページ目が今回の朝霞市議会議員一般選挙の立候補届出者の一覧となります。1番の須田さんから、右側3ページの26番原田さんまでの26人の方。定員24人に対しまして26人の、今回は立候補者数がございました。

続いて、ページをめくっていただきまして4ページ。こちらが今回の投票状況となっております。

(1)が投票結果、こちらは朝9時の段階から最終のものまで記載させていただいております。投票率としましては、右側の下のところですね。二重線の上にあります31.43パーセント。こちらが今回の全体の投票率となっております。前回の投票率が、その二重線の下。前回は平成27年12月6日に行われた選挙でございますが、こちらが34.09パーセントとなっておりますので、前回の選挙からは2.66ポイント下がっているという状況となっております。

続いて、(2)が当日の時間別投票状況、(3)が期日前・不在者投票者数、右側5ページ目が、期日前・不在者投票の時間別で、(5)が点字投票及び代理投票となっております。

ページをめくっていただきまして、6ページ。こちらが開票状況となっております。開票結果は、届出順とさせていただきます、1番の須田さんから26番の原田さんまで記載させていただいております、当確につきましては、表の一番右側のところに当選の方につきましては「当」という漢字を入れさせていただきます。今回は、当が入っておりません19番の西田

さん及び24番のつはさんが落選となっております。

有効投票者数は下段に出てきまして、3万4,988票。無効投票数、568。合算しまして、3万5,556票が投票総数となっております。持ち帰り等ございませんでしたので、投票者人数につきましては3万5,556。右側の7ページ目は、無効投票の内訳となっております。

ページをめくりまして8ページ目。こちらが臨時啓発事業となっております。1番が掲示による啓発。2番が文書による啓発。3番が口頭宣伝による啓発となっております。

右側、9ページは街頭による啓発ということで、朝霞市の明るい選挙推進協議会の支部の方々に啓発をしていただいたものの内訳となっております。

ページをめくりまして最後、10ページ目。こちらが今回の選挙の投票区別の投票状況となっております。一番右側に順位を付けさせていただいております。一番が根岸台保育園。一番振るわなかったのが第18投票区の第七小学校となっております。こちらにつきましても、前回とほぼほぼ投票の順位につきましては、変動はないというふうに見受けられます。

以上、報告となります。

○細田委員長

大変ありがとうございました。

何か、ございますか。よろしいですか。

次に、ほかに報告ございますか。

高田次長。

○事務局・高田局次長

それでは、令和元年12月の朝霞市議会定例会でございました一般質問の報告をさせていただきます。

この市議会では、お二人の方から選挙の関係で質問がございました。

一人目は、利根川議員でございます。質問事項といたしましては、大きく3点ございまして、1点目が、法で定められているのですけれども、投票時間を繰り上げることができる。人件費など経費の関係もあるので、繰り上げることについて朝霞市の考えを伺いますということでした。2点目が、期日前投票所も含めました投票所の拡大、増設につきまして。3点目が、総合的に選挙費用の削減についての考えということでございます。

答弁といたしまして、まず1点目でございます。特別な事情がある場合には、一定の範囲内で投票時間の開閉時間を繰り下げ、繰り上げできるということになってございまして、一部の自治体で山間部等の投票所で投票時間の短縮を行っておりますことは、報道等により情報を得ているところでございます。今後は、他市町村の状況を注視してまいりたいと考えておりますという答弁です。

2点目が、投票所の拡充につきまして、日頃から情報収集しているのですけれども、候補となる施設を見付け出すことが困難であるのが実状でございます。より多くの方に投票していただくため、まずは投票所として活用できるような施設の情報収集に努めたいと考えております。

3点目につきましては、投票環境を整備し、より多くの方に投票していただくための様々な取組をしているところでございますが、一方で選挙費用が増加しているのが実状でございます。投票率向上の取組を行いつつ、費用削減に努めてまいりたいと考えておりますという答弁です。

再質問ですが、投票時間については、別に短くしろということ強く言っているわけではないと。可能性はどうかということ、その中で午後6時以降の投票率はどうなっているのかという質問です。2点目、期日前投票について、溝沼にできた新しいJAあさか野。あそこの期日前投票所の可能性について。3点目が、県議選、市議選、市長選を同時の選挙、同日の選挙にした場合の費用削減についてということでございました。

答弁といたしましては、まず今回の市議会議員選挙でございますけれども、午後6時から7時までの時間で投票率1.37パーセント。午後7時から8時までで1パーセントです。推移としましては、朝投票開始の午前7時から8時が0.57パーセント、その後徐々に上昇し、午前11時から午後12時までの時間がピークとなり、2.66パーセント。その後は2パーセント前後で推移し、4時から5時までの時間で2.53パーセントと再び上昇しまして、その後は減少していくという状況でございます。

次に、期日前投票所の増設ですが、JAあさか野本店につきましては、施設の構造や使用状況など把握するとともに、本市全体での期日前投票所につきまして、総合的見地から研究したいと考えておりますという答弁です。

次に、三つの選挙を同時に実施した場合、人件費や選挙機材の保守点検、運搬業務などの面でかなりの削減が見込まれると思われれます。ただ、議会の自主的な解散など課題があることから、今後の調査、研究に努めてまいりたいと考えておりますという答弁です。

3回目の質問で、要望なのですが、午後6時以降の投票率が大幅下がっていると、ただ、それイコール短縮しろということではなく、そういうことも踏まえて今後、議論、話し合い等をしていただければというふうに思いますということでございました。

その他につきましても、研究していただければということでございます。

以上がお一人目、利根川議員です。

二人目が、本田麻希子議員の質問です。大きく2点ございまして、1点目が適切な投票区、投票所の設置について。こちらは、岡にお住まいの方から、投票所に指定されている根岸台市民センターは、距離的に遠かったり、あと、坂があるということでちょっと行くことが困難だという声が、

そのお住まいの方から出ていたということで、投票所、投票区の改編、あるいは投票所を設けることなどの検討をできないでしょうかという質問でした。

2点目は、障害のある方への情報提供の在り方です。選挙公報について、音声データや点字による選挙公報など、どのようなサービスを行っているのかということです。

答弁として、1点目につきましては、高齢者の方などで投票に行くことが困難であると考えられる方がいらっしゃることは承知しております。有権者の利便性の向上を図るため、これまで投票区の新設や変更を実施してきております。一方で、投票所として使用できる施設には様々な条件がございます。また、住宅地などの分布など、十分な検討が必要でございますので、今後施設の情報収集に努めるなど継続して調査、研究したいと考えております。

2点目につきましては、選挙公報につきましては、国や県の選挙で音声版、点字版が作成されております。市の選挙につきましては、今回の市議会議員選挙からボランティア団体の協力で音声版の選挙公報を作成したところでございます。点字版の選挙公報につきましては、こちら、所沢市が既に実施しているのですけれども、その例では、点字版用の原稿を別途作成していただき、候補者に事前に提出してもらうなど、候補者の協力が必要となってまいります。いずれにいたしましても、障害のある方に情報を適切に提供することは、有権者の権利保障で重要なことと認識しておりますので、より良いものとなるよう調査、研究してまいりたいと考えておりますという答弁です。

再質問としまして、やはり全ての方に投票権を行使できるように努力することが大切だと。また、アクセス面などですね、移動支援なども今回はあると思いますけれども、今回はその指摘だけさせていただきますと、引き続き努力をお願いしたいということで。

2点目、障害のある方への情報提供につきましては、国の選挙では、ホームページの読み上げサービスを利用できるということになっていたかと思うのですが、選挙管理委員会としてはどのようにお考えでしょうかということで、答弁では、昨年6月の公選法の改正によりまして、電子ファイルで選挙広報の原稿提出が認められたことから、参議院議員選挙などで県のホームページにそれが掲載されたということでございます。こちら、対応した形式による電子ファイルを候補者が作成、提出していただくことから、各候補者の協力が必要となってまいります。また、提出が任意であるため、候補者による掲載の有無が分かれるなど、考慮する点があります。これらのことから、今回の市議会議員選挙では、その読み上げの対応までには至らなかったものでございますけれども、今後、他市町村の動向等も踏まえて、実施の有無について考えてまいりたいと存じますという答弁です。

3回目、要望ですけれども、これから候補者になられる方々など、そういう情報提供については異存がないのではないかとこのように考えますので、検討について要望したいということでござい

ます。

以上が、一般質問の報告でございます。

○細田委員長

今の報告について何かありますか。

結構、議員の方からも厳しい発言が出ていますので、うちの方も心してやっていかななくてはいけないかなと思っています。

障害のある方も結構いらっしゃいますのでね。

○加藤委員長代理

そうすると、読み上げサービスっていうのを誰がやるか、そういうふうなことも大変ですよ。

○細田委員長

その辺はどうですか。

○加藤委員長代理

読み上げと言ったって、いい加減に読んでいたら訳分からなくなるし。

○事務局・高田局次長

一つは、ボランティア団体の方が、選挙広報自体を読み上げて、それを録音したものをCD-ROMなりで作成しまして、希望者の方にお渡しするというのは、既に行いました。

この方、もう一段階、ホームページに読み上げ対応の選挙公報を作って、ホームページに掲載してほしいと。知ってらっしゃる方は、それを見てボタンを押すとパソコンが選挙公報を読み上げてくれるので、それをやってくれないかというようなお話でございましたので、国の選挙では実施されたところがございますけれども、先ほど申し上げましたように、今、法で強制というか義務ではないので、出してくださる方、出してくださらない方、例えば市議選ですと30人から候補者がいるので、その辺のところの絡みもあるのかなということで、次回以降の検討かなというところですね。

○加藤委員長代理

そうですか、ありがとうございます。

○細田委員長

法律が変わりましたのでね。義務ではないですけども変わりましたので、そういう時代。

○加藤委員長代理

一応ある程度義務にしないと駄目でしょう。一人、二人がやっても。

○事務局・高田局次長

どちらを取るか、本当に公平、平等だということだと皆さん出してくださいねというところなの

ですけれども、ちょっとその辺り法律の話なので。

○細田委員長

他市の動向を見て、うちの方も対応したいと思います。

○加藤委員長代理

分かりました。

○細田委員長

ほかに何かありますか。

よろしいですか。

いずれにしても厳しい意見です。

それでは、ほかになければ、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

委員長

委員